

資料 2

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時
特例交付金の概要について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について

趣旨

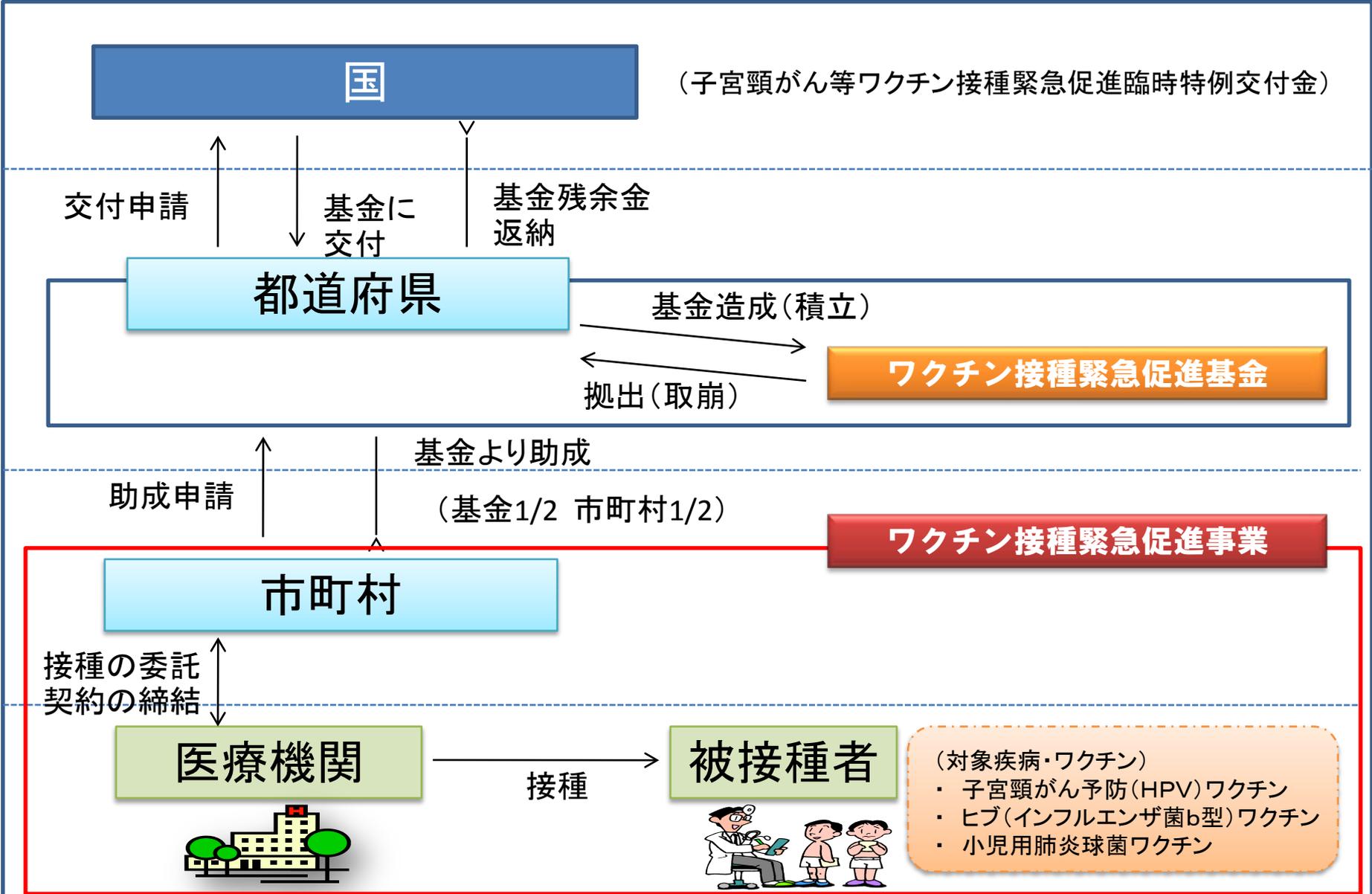
- 予防接種部会における意見書（10月6日）や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。
- これを踏まえ、対象年齢層に、緊急にひととおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、補正予算において必要な経費を措置する。

事業概要

■基金の助成範囲等

- 基金の対象疾病・ワクチン : 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
- 基金の設置 : 基金は、都道府県に設置し、市町村の事業に対し助成する
- 負担割合 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2（都道府県事務費 1 / 2 は都道府県負担）
※公費カバー率9割：市町村における柔軟な制度設計は可能
- 基金の期間 : 平成22年11月26日（補正予算成立日）～平成23年度末まで
※補正予算成立日から適用
- その他 : 被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入、健康被害副反応報告が行われるための措置を講じることを要件とする
※平成23年度予算概算要求に計上している子宮頸がん予防対策強化事業は取り下げ

事業スキーム(大まかなイメージ)



平成22年度補正予算における積算内訳

積算内訳

総ワクチン接種費用 215,922百万円…①

	平成22年度	平成23年度	合計
・HPV	10,677百万円	58,052百万円	68,729百万円
・ヒブ	4,382百万円	56,086百万円	60,468百万円
・肺炎球菌	6,971百万円	79,753百万円	86,724百万円

※0.9（公費カバー率）を乗じた額

事務費 1,150百万円…②

	平成22年度	平成23年度	合計
・都道府県分	66百万円	202百万円	269百万円
・市町村分	235百万円	647百万円	881百万円

〈公費カバー率0.9の考え方〉

○国として公的負担措置を講ずる範囲としては、現行の予防接種制度（予防接種法の「実費徴収できる」規定）の考え方を踏まえ、児童手当のカバー率（対象児童のいる世帯の9割）等も勘案して、積算上90%のカバー率を設定し、その額の範囲内で助成。

○ただし、市町村において、その実情に応じて柔軟に運用して差し支えない。

補正計上額

$$\begin{array}{r} 217,072\text{百万円}(\text{①}+\text{②}) \\ \text{総事業費} \end{array} \times \begin{array}{r} 1/2 \\ \text{補助率} \end{array} = \begin{array}{r} 108,536\text{百万円}(\text{国庫負担分}) \\ 108,267\text{百万円}(\text{市町村負担分})\text{※} \\ 269\text{百万円}(\text{都道府県負担分})\text{※} \end{array}$$

※平成22年度分については、地方交付税の追加交付により対応

本事業の接種の対象者について

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【接種対象者】 中学校1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子：3回接種
（例外として、小学校6年生（12歳相当）の女子も対象とすることも可能〔この場合の助成対象範囲は最大4学年内までとする〕）

標準的な接種パターン

- ・ 中学1年生（13歳相当）の女子に3回接種

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）

- ・ 中学2年生（14歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子に3回接種

※子宮頸がんの原因となるHPVが主に性交渉で感染することから初回性交渉前に接種することが推奨されること、ワクチンの予防効果の持続期間が確立していないこと等から、専門家の総合的な議論を踏まえ設定

ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・ 生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種からおおむね1年の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

- ・ 生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から概ね1年後に1回接種（追加）
- ・ 1歳以上5歳未満に開始：1回接種

※ヒブワクチンの添付文書に基づき設定

小児用肺炎球菌ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・ 生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

- ・ 生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）
- ・ 生後12か月以上24か月（1歳）未満に開始：2回接種（60日以上の間隔）
- ・ 2歳以上5歳未満に開始：1回接種

※侵襲性肺炎球菌感染症は24か月未満の小児において最大となること、世界保健機構（WHO）の勧告等を踏まえ設定

※接種対象者の年齢の範囲で市町村が独自で接種年齢を設定することは可能

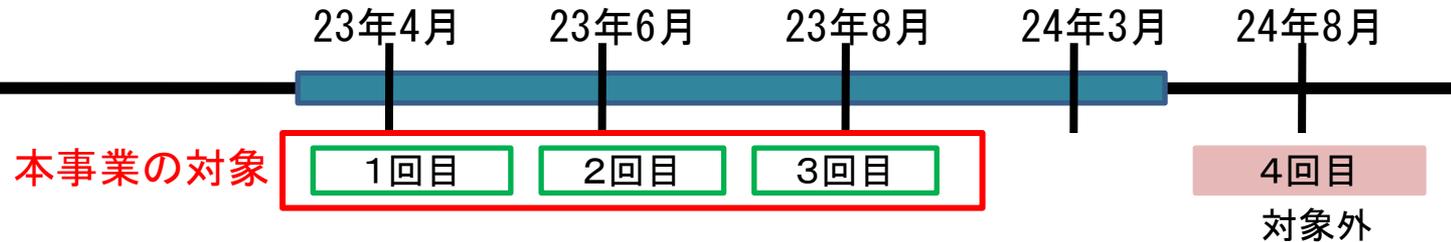
本事業の対象となる接種の範囲について

【原則】 ※対象となる接種の範囲について、あらかじめ十分な周知が必要

本事業を開始する前に既に1回以上の接種を受けた者は、残りの接種分を本事業の対象とする

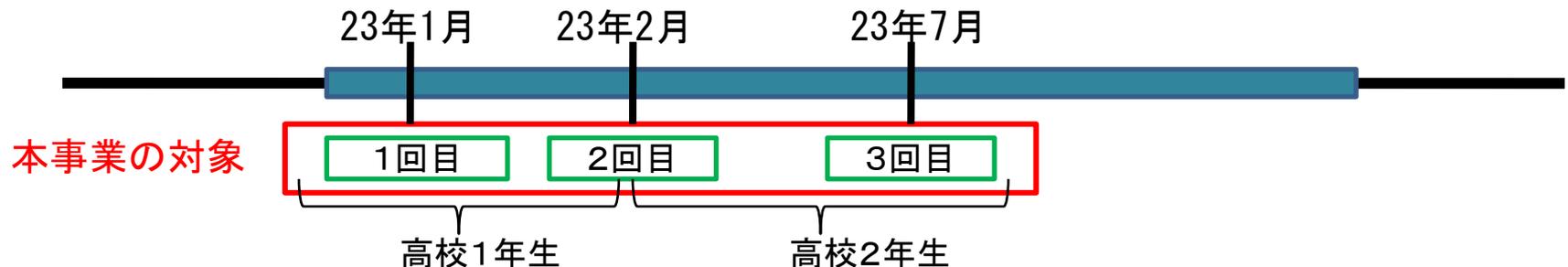


24年度の接種は、本事業の対象とならない



【例外】

子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける高校1年生であって、平成22年度に1回以上の接種を受けた者は、平成23年度において高校2年生になっても、引き続き本事業の対象とする。このため、平成22年度に少なくとも1回の接種を受けていただくよう十分な周知が必要。ただし、発熱又は急性の疾患により接種を受けることができなかった場合については、例外的に、平成23年度において高校2年生となっても、引き続き本事業の対象とする



接種パターンについて

子宮頸がん予防ワクチン

平成22年度

22年度から実施する市町村

中 1 (13歳相当)	中 2 (14歳相当)	中 3 (15歳相当)	高 1 (16歳相当)
1回接種又は 2回接種	1回接種又は 2回接種	1回接種又は 2回接種	1回接種又は 2回接種

(注)接種開始時から6か月間で3回の接種を行うため、2か年間で接種

平成23年度

22年度から実施した市町村

中 1 (13歳相当)	中 2 (14歳相当)	中 3 (15歳相当)	高 1 (16歳相当)	高 2※ (17歳相当)
3回接種	2回接種又は 1回接種(22年度の残り分)	2回接種又は 1回接種(22年度の残り分)	2回接種又は 1回接種(22年度の残り分)	2回接種又は 1回接種(22年度の残り分)
3回接種	3回接種	3回接種	3回接種	

23年度から実施する市町村

※ 22年度に高校1年生(16歳相当)の者であって、22年度に1回又は2回の接種を行ったものは、23年度において残りの接種分を対象とする

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

平成22年度

22年度から実施する市町村

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
3回又は2回接種(初回)※1	1回又は2回接種※2	1回接種	1回接種	1回接種

平成23年度

22年度から実施した市町村

23年度から実施する市町村

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
(3回接種(初回))※1	1回接種(追加接種)又は初回接種の残り分	(1回接種)	(1回接種)	(1回接種)
3回接種(初回)※1	1回又は2回接種※2	1回接種	1回接種	1回接種

※1 2か月齢～7か月齢未満の者は3回接種、7か月齢～12か月齢未満の者は2回接種

※2 ヒブワクチンは1回接種、小児用肺炎球菌ワクチンは2回接種

ワクチン接種緊急促進事業の経過的対応について

実施時期

ワクチン接種緊急促進基金を活用したワクチン接種緊急促進事業の実施については、以下に該当する場合は、平成22年11月26日（補正予算成立の日）から別に定める日（平成22年12月31日）までは、その間の経過的な対応として、実施要領に適合するものとして取り扱うことができるものとする。（実施要領第11関係）

- ①市町村を実施主体（医療機関と接種に関する委託契約を締結等していること）とする事業であり、予診票の整備など、実施要領におおむね準じた形で、予防接種の適正実施のための措置が講じられていること（実施要領第3～第6）
- ②予防接種後副反応が医療機関から市町村へ報告される体制が適切に整備されている（実施要領におおむね準じているなど、適切に副反応の報告を市町村が受けるために必要な措置が講じられている）こと（基金管理運営要領第5、実施要領第7）
※当該副反応に係る報告を受けたものについては、別途、厚生労働大臣に提出
- ③予防接種後健康被害救済に関する民間保険（接種を行った医師等の接種行為により生じた健康被害救済を含む）に加入していること（基金管理運営要領第5、実施要領第8）

11月26日
（国の補正予算成立日）

12月〇日
（委託契約書の変更契約日・要領等の改正日）

- ①実施主体：市区町村
- ②副反応報告：市町村に報告
- ③健康被害救済：加入

- ①実施主体：市区町村
- ②副反応報告：厚生労働省に報告
- ③健康被害救済：加入

ワクチン接種緊急促進事業の適用

- ①実施主体：市区町村
- ②副反応報告：未実施
- ③健康被害救済：未加入

- ①実施主体：市区町村
- ②副反応報告：厚生労働省へ報告
- ③健康被害救済：加入